

【タイ】 タイ商標審査及び更新期間に関する最新情報について

2021 年 4 月 9 日

ジェトロ・バンコク事務所

JETRO バンコクより、タイの知的財産ニュースについてのお知らせです。

知的財産局（Department of Intellectual Property, DIP）は 2021 年 2 月 23 日、タイ商標出願および更新申請のファストトラック審査基準に関する告示を公表した。サービスのレベル向上および民間セクターの取引を促進することを目的とした同告示により、タイ商標出願の審査および更新登録証の発行までの期間が短縮される。

A. 商標出願審査

通常は指定商品・役務数に関わらず登録証の発行まで 16 カ月かかるところ、ファストトラック制度により、指定商品・役務数 30 点以内で、その記述が DIP のウェブサイトに掲載する記述と一致している場合には、6 か月となる。

B. 更新申請

通常は指定商品・役務数に関わらず更新申請から更新登録証の発行まで 3～6 か月かかるところ、ファストトラック制度により、指定商品・役務数 30 点以内で、指定商品・役務の補正がない場合には、45 分となる。

情報公開日

2021 年 4 月 2 日

URL 等

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=6ba70c05-4bd9-42c5-a6d1-41f0368e515c>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。